

## 「確保方策」について

### 1 確保方策とは

子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援事業について、市が定めた区域ごとに、平成27年度から平成31年度までの5年間における「量の見込み」（どのくらいのニーズがあるか）を設定し、「確保方策・実施時期」（=いつ・どのくらい供給するか）を記載することになっている。

資料1-1で示した「量の見込み」（潜在ニーズを含めた需要）が現状の供給量を上回っている場合は、計画期間中に、「量の見込み」に対応した「確保方策」（供給）を講じ、需要と供給をバランスさせていく必要がある。

### 2 「教育・保育」の確保方策の内容

○確保方策に計画に記載できる施設・事業

【特定教育・保育施設】 幼稚園・保育所・認定こども園

【特定地域型保育事業】 小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅内保育

○その他以下の施設が記載可能

・ 確認を受けない幼稚園・国立大学附属幼稚園

・ 一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている認可外保育施設

### 3 「教育・保育」の確保方策の基本的な考え方

弘前市では就学前児童数は減少傾向にあり、長期的に見ると保育ニーズは減少すると考えられることから、供給量の充足に当たっては、施設の新設や事業の認可ではなく、既存施設（保育所）の定員増や認可外保育施設の認可化を優先的に進めるべきと考える。

計画の内容との乖離がある場合は、計画期間の中間年度である29年度に、必要に応じて「量の見込み」及び「確保方策」等の見直しを行う。

### 4 「量の見込み」「確保方策」のイメージ

【保育】各ブロック 別紙1～4

【教育】別紙5

【子ども・子育て支援事業】別紙6～9 ※前回会議で示したものと同内容